

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例（平成16年10月20日京都市条例第10号）（環境局環境政策部環境指導課）

使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」といいます。）の一部が平成17年1月1日から施行されることにより、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（以下「フロン回収破壊法」といいます。）の一部が改正されます。

これにより、使用済自動車に係るフロン類の充てんされたエアコンディショナーの引取業者に代わり使用済自動車の引取業者が登録の対象となるとともに、使用済自動車に係るフロン類の回収業者の登録の根拠となる法律がフロン回収破壊法から自動車リサイクル法に変更されることに伴い、次のとおり、自動車リサイクル法の規定に基づく当該登録に係る手数料を定めることとしました。

区 分	手 数 料 (1件につき)
自動車リサイクル法第42条第1項の規定に基づく引取業者の登録の申請に対する審査	円 4,000
自動車リサイクル法第42条第2項の規定に基づく引取業者の登録の更新の申請に対する審査	3,000
自動車リサイクル法第53条第1項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の申請に対する審査	6,000
自動車リサイクル法第53条第2項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の更新の申請に対する審査	4,000

この条例は、平成17年1月1日から施行することとしました。

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成16年10月20日

京都市長 榊本頼兼

京都市条例第10号

京都市証明等手数料条例の一部を改正する条例

京都市証明等手数料条例の一部を次のように改正する。

第8条を削る。

第9条中「別表第6」を「別表第5」に改め、同条を第8条とする。

第10条中「別表第7」を「別表第6」に改め、同条を第9条とし、第11条から第15条までを1条ずつ繰り上げる。

別表第5を削る。

別表第6中「第9条関係」を「第8条関係」に、

「

使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下この表において「法」という。）第60条第1項の規定に基づく解体業の許可の申請に対する審査	円 78,000
---	-------------

」

を

「

使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下この表において「法」という。）第42条第1項の規定に基づく引取業者の登録の申請に対する審査	円 4,000
法第42条第2項の規定に基づく引取業者の登録の更新の申請に対する審査	3,000

法第53条第1項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の申請に対する審査	6,000
法第53条第2項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の更新の申請に対する審査	4,000
法第60条第1項の規定に基づく解体業の許可の申請に対する審査	78,000

」

に改め、同表を別表第5とする。

別表第7中「第10条関係」を「第9条関係」に改め、同表を別表第6とする。

附 則

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

(環境局環境政策部環境指導課)